

赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 令和4年12月20日（火）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 大会議室

赤穂市国民健康保険

令和5年度国民健康保険税改定資料

I 国民健康保険について

1	国民健康保険税について	1
2	令和4年度保険料（税）率一覧（県下29市）	2
3	令和3年度1人当たり医療費（県下29市）	3
4	令和3年度1人当たり調定額（県下29市）	4
5	令和4年度国民健康保険事業特別会計決算見込	5

II 国民健康保険事業の実施状況

1	被保険者数及び世帯数	6
2	保険給付費	6
3	保険税の状況	7
4	繰入金の状況	7
5	保険税率及び課税限度額	9
6	保険税額、繰越金及び基金残高の推移	10

III 国民健康保険税率の改定案

(国民健康保険税率の改定について)	別紙
-------------------	----

国民健康保険に関する用語	11
--------------	----

委員名簿	15
------	----

I 国民健康保険税について

1 国民健康保険税について

保険税は、世帯ごとの加入者の数とその所得額に応じて、①医療分の保険税と②支援金分の保険税、③介護分の保険税とを合算して決定されます。

介護分の保険税は、40歳以上65歳未満の方に負担いただきます。

	保険税率等（令和4年度）			課税限度額
	所得割	均等割	平等割	
① 医療分	7.49%	24,500円	16,500円	650,000円
② 支援金分	2.69%	9,400円	6,700円	200,000円
③ 介護分	2.12%	8,500円	4,400円	170,000円

（世帯の所得に
応じた計算） （世帯の加入数に
応じた計算） （1世帯当たり
にいくらと計算） （計1,020,000円）

① 医療分

該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金等の費用や保健事業等にかかる費用から、県の支出金や一般会計からの繰入金等を除いた金額が確保すべき保険税の総額（賦課総額）になります。

② 支援金分

当該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用から、一般会計からの繰入金等を除いた金額が、確保すべき後期高齢者支援金分保険税の総額（賦課総額）になります。

③ 介護分

当該年度に県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用から、一般会計からの繰入金等を除いた金額が、確保すべき介護納付金分保険税の総額（賦課総額）になります。

2 令和4年度保険料（税）率一覧（県下29市）

	税・料	医療分							支援分							介護分									
		所得割(%)	順位	資産割(%)	順位	均等割(円)	順位	平等割(円)	順位	所得割(%)	順位	資産割(%)	順位	均等割(円)	順位	平等割(円)	順位	所得割(%)	順位	資産割(%)	順位	均等割(円)	順位	平等割(円)	順位
神戸	料	8.41	2			34,270	1	22,550	8	2.98	3			11,750	1	7,730	9	3.14	1			14,660	1	6,950	2
姫路	料	6.90	21			26,960	17	17,490	27	2.80	6			10,880	8	7,060	21	2.70	5			13,160	6	6,670	9
尼崎	料	7.44	13			28,956	10	18,852	23	2.76	9			10,320	15	6,720	22	2.76	3			12,096	10	5,964	20
明石	料	6.84	24			27,100	13	19,220	19	2.60	21			10,430	14	7,860	8	2.28	24			11,300	19	5,500	23
西宮	料	6.77	27			30,480	6	19,680	18	2.67	17			10,800	9	7,200	19	2.54	14			12,720	8	6,720	6
洲本	税	6.90	21			26,500	19	19,000	21	3.00	2			10,200	16	7,500	12	2.70	5			11,800	14	5,500	23
芦屋	料	7.80	7			33,720	2	21,900	11	3.10	1			11,640	2	7,920	7	3.00	2			13,200	5	6,360	12
伊丹	税	7.89	5			25,200	25	22,000	10	2.47	26			9,500	20	7,400	15	2.09	28			11,800	14	9,300	1
相生	税	7.20	19			26,500	19	18,300	25	2.78	8			10,800	9	7,500	12	2.56	13			10,300	23	5,400	25
加古川	料	7.80	7			25,600	23	22,800	6	1.80	29			6,800	29	5,400	29	2.40	18			9,500	27	5,400	25
赤穂	税	7.49	12			24,500	26	16,500	28	2.69	15			9,400	21	6,700	23	2.12	27			8,500	29	4,400	27
西脇	税	6.74	28			29,100	8	19,000	21	2.67	17			11,200	4	7,300	17	2.64	10			13,600	3	6,800	4
宝塚	税	8.40	3			31,600	3	23,900	3	2.20	28			8,900	24	6,200	27	2.70	5			12,100	9	6,200	14
三木	税	7.60	10			31,000	5	23,000	5	2.60	21			10,000	18	7,500	12	2.30	20			11,000	20	6,500	10
高砂	料	7.31	17			31,580	4	20,558	16	2.68	16			11,229	3	7,310	16	2.65	9			13,638	2	6,772	5
川西	税	7.78	9			29,000	9	20,800	14	2.76	9			10,200	16	8,000	4	2.69	8			11,600	18	6,000	17
小野	税	8.50	1			27,400	12	26,300	1	2.70	12			8,700	25	8,700	1	2.50	16			9,700	26	6,500	10
三田	税	6.92	20			27,600	11	21,200	12	2.61	20			11,000	6	8,000	4	2.49	17			11,700	17	6,000	17
加西	税	7.40	14			27,000	15	21,000	13	2.80	6			9,000	23	8,000	4	2.30	20			10,000	24	6,000	17
加東	税	6.82	25			29,400	7	19,100	20	2.67	17			11,100	5	7,200	19	2.63	11			13,500	4	6,700	7
たつの	税	7.87	6			26,700	18	22,800	7	2.40	27			8,300	27	6,700	23	2.38	19			10,800	22	5,800	21
宍粟	税	6.85	23			27,000	15	23,400	4	2.55	23			10,500	13	8,200	2	2.23	25			12,000	11	6,300	13
養父	税	7.55	11			23,800	27	18,200	26	2.50	25			7,600	28	5,700	28	2.29	23			8,600	28	4,300	28
朝来	税	6.80	26			23,800	27	20,000	17	2.70	12			9,600	19	8,100	3	2.30	20			10,900	21	6,900	3
丹波	税	8.00	4			27,100	13	20,600	15	2.55	23			8,500	26	6,500	26	2.75	4			11,800	14	6,100	16
丹波篠山	税	7.32	16			26,340	22	18,640	24	2.94	4			10,540	12	7,530	11	2.60	12			11,900	13	5,680	22
淡路	税	7.30	18			25,300	24	22,100	9	2.70	12			9,100	22	7,600	10	2.00	29			9,800	25	6,200	14
南あわじ	税	7.40	14	7.50	1	26,500	19	24,600	2	2.82	5	2.50	1	11,000	6	6,600	25	2.23	25	1.24	2	12,000	11	4,100	29
豊岡	税	5.45	29	4.34	2	22,400	29	15,500	29	2.71	11	2.17	2	10,600	11	7,300	17	2.51	15	3.06	1	13,000	7	6,700	7
平均		7.36				27,669		20,655		2.66				9,986		7,291		2.50				11,609		6,128	

3 令和3年度1人当たり医療費(県下29市)

	税・料	令和3年度			令和2年度			令和元年度		
		金額(円)	順位	計伸び率	金額(円)	順位	計伸び率	金額(円)	順位	計伸び率
神戸	料	405,140	25	7.02	378,559	26	-3.21	391,099	23	2.80
姫路	料	410,470	23	6.85	384,140	22	-1.50	389,972	25	3.65
尼崎	料	424,092	15	8.38	391,294	15	-2.10	399,676	17	4.41
明石	料	415,126	20	6.35	390,326	17	-3.61	404,963	13	1.64
西宮	料	410,476	22	5.36	389,604	19	-1.25	394,538	21	4.05
洲本	税	438,568	11	6.63	411,288	12	2.21	402,393	15	1.55
芦屋	料	416,157	19	9.58	379,758	25	-2.37	388,993	27	2.30
伊丹	税	405,857	24	7.77	376,593	27	-3.29	389,419	26	2.69
相生	税	462,734	4	-0.54	465,247	1	0.58	462,585	1	5.78
加古川	料	421,490	16	7.02	393,851	14	-3.02	406,098	12	3.25
赤穂	税	470,581	1	6.61	441,403	3	-1.65	448,804	3	5.72
西脇	税	463,274	3	7.26	431,913	5	-1.85	440,076	4	6.33
宝塚	税	416,517	18	8.36	384,397	21	-0.66	386,935	28	1.50
三木	税	438,688	10	4.82	418,530	10	-3.02	431,561	6	2.44
高砂	料	414,417	21	6.33	389,759	18	-5.04	410,450	11	2.43
川西	税	405,008	26	6.55	380,112	24	-4.19	396,725	20	1.99
小野	税	441,685	9	4.41	423,027	8	-1.87	431,071	7	1.12
三田	税	418,761	17	7.61	389,135	20	-2.77	400,224	16	3.37
加西	税	449,816	6	4.23	431,581	7	0.95	427,524	8	4.16
加東	税	435,041	12	4.20	417,524	11	-0.56	419,871	9	7.27
たつの	税	424,191	14	8.52	390,887	16	-1.99	398,820	19	3.09
宍粟	税	425,396	13	5.94	401,557	13	2.74	390,849	24	4.17
養父	税	466,906	2	2.52	455,424	2	-0.28	456,724	2	1.47
朝来	税	457,679	5	5.98	431,843	6	3.72	416,341	10	3.65
丹波	税	445,190	7	2.63	433,798	4	0.20	432,951	5	2.89
丹波篠山	税	444,859	8	6.12	419,220	9	5.05	399,073	18	-0.65
淡路	税	400,956	27	8.42	369,804	29	-5.98	393,327	22	3.69
南あわじ	税	398,970	28	4.41	382,124	23	-5.45	404,166	14	6.42
豊岡	税	387,738	29	4.42	371,316	28	-1.48	376,880	29	6.52
平均		428,130		5.99	404,276		-1.44	410,073		3.44

4 令和3年度1人当たり調定額(県下29市)

(単位 円)

	税・料	令和3年度						令和2年度					
		一般	退職	計	順位	計伸び率	世帯当り	一般	退職	計	順位	計伸び率	世帯当り
神戸	料	94,737	0	94,737	16	2.13	139,366	92,762	10,136	92,761	17	0.57	137,661
姫路	料	88,132	0	88,132	23	0.62	137,020	87,590	0	87,590	22	4.59	137,502
尼崎	料	87,301	0	87,301	24	4.61	127,040	83,451	0	83,451	28	-3.51	122,561
明石	料	89,922	36,265	89,920	21	0.13	137,111	89,807	44,260	89,804	21	0.20	138,132
西宮	料	105,168	0	105,168	8	4.24	157,277	100,895	0	100,895	10	2.28	152,206
洲本	税	94,994	0	94,994	15	2.57	148,762	92,611	0	92,611	19	5.33	146,970
芦屋	料	128,614	0	128,614	1	3.64	192,948	124,101	0	124,101	1	6.87	188,246
伊丹	税	92,241	0	92,241	18	-0.45	140,397	92,662	0	92,662	18	-1.54	142,408
相生	税	85,870	0	85,870	27	0.81	131,688	85,185	61,279	85,182	27	2.88	131,276
加古川	料	85,865	0	85,865	28	-1.26	133,316	86,964	0	86,964	24	-0.10	136,524
赤穂	税	83,948	0	83,948	29	-1.76	128,563	85,454	0	85,454	26	-1.42	132,478
西脇	税	96,271	0	96,271	13	-0.28	147,474	96,537	0	96,537	14	5.99	150,231
宝塚	税	106,082	9,787	106,080	5	0.28	159,863	105,792	48,569	105,789	5	-1.27	160,904
三木	税	87,095	0	87,095	25	-0.32	136,400	87,377	0	87,377	23	-0.47	138,550
高砂	料	93,956	0	93,956	17	-3.31	146,638	97,172	0	97,172	13	3.71	153,254
川西	税	102,384	0	102,384	10	-0.50	155,037	102,900	0	102,900	7	6.67	157,142
小野	税	105,804	0	105,804	7	-1.92	166,253	107,876	0	107,876	2	4.54	171,954
三田	税	101,319	0	101,319	11	-0.82	158,787	102,157	0	102,157	9	1.74	161,584
加西	税	103,812	0	103,812	9	-0.11	164,351	103,925	0	103,925	6	-0.87	165,897
加東	税	107,605	0	107,605	4	4.89	170,864	102,588	0	102,588	8	6.01	164,764
たつの	税	96,056	0	96,056	14	1.04	155,986	95,066	0	95,066	15	0.15	156,199
宍粟	税	105,910	0	105,910	6	-1.38	174,610	107,389	0	107,389	4	5.32	179,771
養父	税	86,467	0	86,467	26	0.89	134,631	85,700	0	85,700	25	1.68	134,752
朝来	税	91,783	0	91,783	19	-1.06	142,609	92,763	0	92,763	16	0.03	145,243
丹波	税	100,270	0	100,270	12	0.88	156,524	99,391	0	99,391	12	3.27	155,683
丹波篠山	税	91,203	0	91,203	20	-1.50	143,035	92,590	0	92,590	20	0.88	146,856
淡路	税	107,921	0	107,921	3	7.49	175,298	100,404	0	100,404	11	-4.21	164,921
南あわじ	税	116,134	0	116,134	2	7.80	196,488	107,735	0	107,735	3	-4.64	185,017
豊岡	税	89,111	0	89,111	22	8.32	142,208	82,263	0	82,263	29	3.12	133,256
平均		97,447	1,588	97,544		1.23	151,743	96,245	5,664	96,245		1.65	151,446

5 令和4年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明
	現計予算額	決算見込額	比較			現計予算額	決算見込額	比較	
1 国民健康保険税	746,459	774,786	28,327		1 総務費	54,719	54,375	344	総務管理費 51,436 徴税費 2,565 運営協議会費 374
医療給付費分 現年課税分	489,774	512,720	22,946	一般 512,720 退職 0	2 保険給付費	3,680,459	3,838,027	△ 157,568	療養給付費 3,284,592 療養費 27,840 審査支払手数料 8,551 高額療養費 498,367 移送費 100
医療給付費分 滞納繰越分	20,379	15,668	△ 4,711	一般 15,481 退職 187	療養給付費	3,106,226	3,284,593	△ 178,367	一般 3,284,592 退職 1
後期高齢者支援金分 現年課税分	180,988	187,765	6,777	一般 187,765 退職 0	療養費	30,001	27,841	2,160	一般 27,840 退職 1
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	6,822	7,992	1,170	一般 7,958 退職 34	審査支払手数料	8,988	8,551	437	診療報酬審査支払いに要する経費 8,551
介護納付金分 現年課税分	45,803	47,696	1,893	一般 47,696 退職 0	高額療養費	511,001	498,368	12,633	一般 498,367 退職 1
介護納付金分 滞納繰越分	2,693	2,945	252	一般 2,920 退職 25	移送費	100	100	0	一般 100 退職 0
2 一部負担金	2	0	△ 2		出産育児一時金	11,820	7,980	3,840	420千円 × 19件
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	出産育児一時金支払手数料	7	4	3	
4 県支出金	3,848,638	4,007,290	158,652		葬祭諸費	4,500	3,200	1,300	50千円 × 64件
県補助金	3,848,638	4,007,290	158,652	普通交付金 3,830,635 特別交付金 176,655	結核医療諸費 36 精神医療諸費 7,000 傷病手当金 780	10 6,600 780	26 400 0		
5 財産収入	585	310	△ 275	財政調整基金収入 310	3 国保事業費納付金	1,235,342	1,235,067	275	
6 繰入金	439,837	415,535	△ 24,302		医療給付費分	879,782	879,508	274	一般 879,508 退職 0
一般会計繰入金	372,538	372,535	△ 3	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 154,329 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 84,100 未就学児均等割保険税繰入金 1,651 職員給与費等繰入金 50,613 出産育児一時金繰入金 8,400 財政安定化支援事業繰入金 55,981 その他一般会計繰入金 17,461	後期高齢者支援金等分 268,142 介護納付金分 87,418	268,141 87,418	1 0	一般 267,972 退職 169	
基金繰入金	67,299	43,000	△ 24,299		4 保健事業費	38,651	31,878	6,773	健康世帯表彰関係 180 健康奨励関係 2,961 一般事務関係 132 医療費通知関係 2,343 後発医薬品差額通知関係 82 特定健康診査等事業 19,693 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,487
7 繰越金	7,736	7,736	0	前年度繰越金(一般) 7,326 前年度繰越金(退職) 0 前年度繰越金(後期) 0 前年度繰越金(介護) 410	5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子) 100
8 諸収入	14,103	13,204	△ 899	延滞金 2,000 預金利子 0 第三者納付金 10,203 不当利得返納金 1,000 その他 1	6 諸支出金	46,544	46,144	400	保険税還付金(一般、退職) 5,200 償還金 40,784 還付加算金(一般、退職) 160
					7 積立金	585	310	275	
					8 予備費	1,000	0	1,000	
歳入合計	5,057,800	5,219,301	161,501		歳出合計	5,057,800	5,205,901	△ 148,101	

剰余金見込額	13,400
--------	--------

II 国民健康保険事業の実施状況

1 被保険者数及び世帯数（年間平均）

	一般	退職	計	伸び率	世帯数	伸び率
H26	11,161人	897人	12,058人	△ 1.5%	7,108世帯	△ 0.5%
H27	11,121人	648人	11,769人	△ 2.4%	7,017世帯	△ 1.3%
H28	10,896人	402人	11,298人	△ 4.0%	6,862世帯	△ 2.2%
H29	10,483人	203人	10,686人	△ 5.4%	6,601世帯	△ 3.8%
H30	10,216人	69人	10,285人	△ 3.8%	6,459世帯	△ 2.2%
R1	9,863人	7人	9,870人	△ 4.0%	6,292世帯	△ 2.6%
R2	9,635人	0人	9,635人	△ 2.4%	6,215世帯	△ 1.2%
R3	9,423人	0人	9,423人	△ 2.2%	6,153世帯	△ 1.0%

2 保険給付費

(1) 療養給付費の推移

	費用総額	伸び率	保険者負担額	伸び率
H26	4,782,581千円	△ 0.4%	3,500,114千円	△ 0.1%
H27	4,891,512千円	2.3%	3,588,530千円	2.5%
H28	4,653,861千円	△ 4.9%	3,400,714千円	△ 5.2%
H29	4,548,855千円	△ 2.3%	3,333,977千円	△ 2.0%
H30	4,325,626千円	△ 4.9%	3,167,856千円	△ 5.0%
R1	4,389,361千円	1.5%	3,217,177千円	1.6%
R2	4,211,522千円	△ 4.1%	3,101,769千円	△ 3.6%
R3	4,395,024千円	4.4%	3,247,611千円	4.7%

(2) 1人当たり費用額等の推移

	費用額	伸び率	保険者負担額	伸び率
H26	396,631円	1.2%	290,273円	1.4%
H27	415,627円	4.8%	304,914円	5.0%
H28	411,919円	△ 0.9%	301,001円	△ 1.3%
H29	425,684円	3.3%	311,995円	3.7%
H30	420,576円	△ 1.2%	308,007円	△ 1.3%
R1	444,717円	5.7%	325,955円	5.8%
R2	437,107円	△ 1.7%	321,927円	△ 1.2%
R3	466,415円	6.7%	344,647円	7.1%

3 保険税の状況

(1) 年度別保険税調定状況及び収納状況（現年度）

	調定額	収納額	伸び率	徴収率
H26	907,073千円	845,810千円	△ 3.9%	93.2%
H27	865,663千円	807,962千円	△ 4.5%	93.3%
H28	992,282千円	929,845千円	15.1%	93.7%
H29	922,676千円	864,787千円	△ 7.0%	93.7%
H30	894,766千円	841,547千円	△ 2.7%	94.1%
R1	855,596千円	805,172千円	△ 4.3%	94.1%
R2	823,352千円	778,083千円	△ 3.4%	94.5%
R3	791,046千円	749,137千円	△ 3.7%	94.7%

※伸び率＝収納額

(2) 1人当たり調定額の推移

	1人当たり調定額	伸び率
H26	75,226円	△ 3.1%
H27	73,555円	△ 2.2%
H28	87,828円	19.4%
H29	86,344円	△ 1.7%
H30	86,997円	0.8%
R1	86,687円	△ 0.4%
R2	85,454円	△ 1.4%
R3	83,948円	△ 1.8%

4 繰入金の状況

(1) 一般会計繰入金

	一般会計繰入金	うち赤字補填分及び割合		参考：繰越金
H26	308,191千円	48,000千円	15.6%	7,913千円
H27	450,515千円	37,000千円	8.2%	6,698千円
H28	422,235千円	24,000千円	5.7%	74,812千円
H29	422,103千円	22,000千円	5.2%	292,671千円
H30	396,438千円	0千円	0.0%	176,162千円
R1	398,056千円	0千円	0.0%	89,906千円
R2	373,854千円	0千円	0.0%	57,248千円
R3	372,865千円	0千円	0.0%	7,736千円

(2) 基金繰入金

	年度当初残高	積立額	取崩額(繰入金)	年度末残高
H26	185,418千円	571千円	73,000千円	112,989千円
H27	112,989千円	518千円	113,507千円	0千円
H28	0千円	0千円	0千円	0千円
H29	0千円	70,012千円	0千円	70,012千円
H30	70,012千円	127,903千円	0千円	197,915千円
R1	197,915千円	101,168千円	0千円	299,083千円
R2	299,083千円	9,246千円	0千円	308,329千円
R3	308,329千円	326千円	20,000千円	288,655千円

5 保険税率及び課税限度額

区分 年度	保険税率等			課税限度額 (円)	※最高限度額 (円)	
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)			
H26	医療分	6.60	21,000	16,600	510,000	770,000
	支援分	2.30	6,600	5,000	140,000	
	介護分	1.65	6,700	3,900	120,000	
H27	医療分	6.60	21,000	16,600	510,000	810,000
	支援分	2.25	6,600	5,000	160,000	
	介護分	1.65	6,700	3,900	140,000	
H28	医療分	7.69	26,800	19,000	520,000	850,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	170,000	
	介護分	1.92	7,800	4,000	160,000	
H29	医療分	7.69	26,800	19,000	520,000	850,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	170,000	
	介護分	1.92	7,800	4,000	160,000	
H30	医療分	7.69	26,800	19,000	540,000	890,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	190,000	
	介護分	1.92	7,800	4,000	160,000	
R1	医療分	7.59	26,800	19,000	580,000	930,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	190,000	
	介護分	1.92	7,800	4,000	160,000	
R2	医療分	7.49	24,500	16,500	630,000	990,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	190,000	
	介護分	2.12	8,500	4,400	170,000	
R3	医療分	7.49	24,500	16,500	630,000	990,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	190,000	
	介護分	2.12	8,500	4,400	170,000	
R4	医療分	7.49	24,500	16,500	650,000	1,020,000
	支援分	2.69	9,400	6,700	200,000	
	介護分	2.12	8,500	4,400	170,000	

6 保険税額、繰越金及び基金残高推移

(単位 円)

区分 年度	保険税	繰越金	国・県 償還金等	基 金			
				年度当初残高	積立金	取崩額	年度末残高
H23	923,695,437	222,752,770	54,640,129	243,029,311	863,806	0	243,893,117
H24	917,428,208	28,739,621	63,625,163	243,893,117	874,370	50,000,000	194,767,487
H25	918,709,072	65,039,887	75,529,649	194,767,487	650,660	10,000,000	185,418,147
H26	890,534,256	10,615,654	32,102,919	185,418,147	571,057	73,000,000	112,989,204
H27	854,456,811	7,912,598	60,697,936	112,989,204	518,040	113,507,244	0
H28	976,362,524	6,697,595	45,373,927	0	0	0	0
H29	926,901,383	74,811,775	8,146,610	0	70,012,174	0	70,012,174
H30	889,626,104	292,671,327	83,955,473	70,012,174	127,903,246	0	197,915,420
R1	850,767,066	176,162,057	34,733,935	197,915,420	101,168,018	0	299,083,438
R2	824,490,779	89,906,182	29,483,912	299,083,438	9,245,384	0	308,328,822
R3	785,344,391	57,248,430	27,569,695	308,328,822	326,179	20,000,000	288,655,001
R4	774,786,000	7,735,676	46,144,000	288,655,001	310,000	43,000,000	245,965,001

国民健康保険に関する用語

(歳入)

1 国民健康保険税(料)

国民健康保険法では、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収することになっています。(市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。)

国民健康保険税は、基礎課税額(医療給付費分)と後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金等分)と介護納付金課税額(介護保険分)を合わせたものとなります。

【課税方式(賦課方式)と課税割合(賦課割合)】

賦課総額をどのように課税するかという課税方式には、所得割、資産割、被保険者均等割(均等割)、世帯別平等割(平等割)の組み合わせにより、4方式、3方式、2方式があります。赤穂市は「資産割」の適用がなく、「3方式」を採用しております。

課税割合とは、賦課総額を所得割、資産割、均等割、平等割に按分する割合で、「按分率」といいます。

課税方式とその課税割合(賦課割合)は、地方税法により次のように規定されています。

区分	4方式	3方式	2方式
応能割	所得割 40%	所得割 50%	所得割 50%
	資産割 10%		
応益割	均等割 35%	均等割 35%	均等割 50%
	平等割 15%	平等割 15%	

【応能割】

応能割とは、資力又は経済的負担能力に着目して課税されるもので、所得割及び資産割があります。所得や資産など被保険者の負担能力に応じて負担してもらうものです。

所得割・・・総所得等から基礎控除を引いた課税所得金額に税率をかけます。

【応益割】

応益割とは、受益又は負担の公平性に着目して課税されるもので、被保険者均等割、世帯別平等割があります。

被保険者均等割・・・被保険者1人当たりの額(定額負担)

世帯別平等割・・・1世帯当たりの額(定額負担)

【賦課(課税)限度額】

課税限度額とは、国民健康保険税が本来的には保険料であることから、地方税法施行令の規定の範囲内で、市町村の条例で規定された課税の最高限度額をいいます。赤穂市は国が政令で定める額より低く設定していましたが、令和2年度に国に合わせる改正を行いました。

医療分	支援金分	介護分	計
65万円	20万円	17万円	103万円

2 県支出金

① 国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄うこととなっている。この保険給付に要する費用等に対し、都道府県から市町村に支払われるもの。

② 国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

3 一般会計繰入金

一般会計からの補助。市の義務として行わなければならないもの（法定）と、歳入不足の解消や安定した国保運営を目的に、政策的に行うもの（法定外）があります。

① 保険基盤安定繰入金

低所得者が多い国保の構造的問題に対応するためのもの。以下の2種類があります。

【保険税軽減分】

保険税軽減の対象となる被保険者の保険税について、軽減相当額を繰入れるもの。（財源：県3/4、市1/4）

【保険者支援分】

中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に、保険税軽減となる所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を繰入れるもの。（財源：国1/2、県1/4、市1/4）

② 未就学児均等割保険税繰入金

子育て世帯の保険税負担を軽減することを目的に、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減し、その軽減分を繰入れるもの。（財源：国1/2、県1/4、市1/4）

③ 職員給与費等繰入金

国民健康保険事務に要する経費相当分について繰入れるもの。

④ 出産育児一時金繰入金

出産育児一時金に係る費用の2/3を市負担分として、繰入れるもの。

⑤ 財政安定化支援事業繰入金

保険者の責めに帰することのできない事情（被保険者に低所得者や高齢者が多いなど）による保険税の減収、医療費の増加に着目して、一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置が設けられており、その額に見合った繰入金のこと。

4 繰越金

前年度の剰余金を翌年度の歳入として繰り越したもの。

5 諸収入

保険税の延滞金や、第三者行為による損害賠償金、国保資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金などのこと。

(歳出)

1 総務費

職員の人件費、被保険者証、納税通知書などの印刷製本費・郵送料、システム業務委託料、本協議会の運営経費など、国民健康保険の事務全般に要する経費のこと。

2 保険給付費

① 療養給付費

疾病、負傷に対し療養の給付を受けた場合、保険医療機関、薬局へ支払う保険者負担の費用のこと。(いわゆる7割・8割負担分)

② 療養費

治療用装具の購入その他やむを得ない理由により自費で負担したのものや、柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸の費用について保険者負担相当分の費用を後日払い戻すもの。

③ 高額療養費

同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の一部負担金相当分を後日払い戻すもの。

④ 移送費

疾病又は負傷により移動することが著しく困難、緊急その他やむを得ない場合で、入院治療や転院を要する場合の患者の移送にかかる費用のこと。

⑤ 審査支払手数料

療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについて国保連が行う、診療報酬明細等の審査等に係る手数料の費用のこと。

⑥ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、世帯主に対して支払う一時金のこと。国民健康保険条例で40万8千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は42万円)と定められています。

⑦ 葬祭費

被保険者が死亡したときに、死亡した被保険者の葬儀を行う人に対して葬祭費(5万円)を支給するもの。条例で規定されています。

⑧ コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

被保険者である被用者(給料の支払いを受けている人)が、新型コロナウイルス感染症に感染

するなどして勤務することができず、給料の全部または一部の支払いが受けられなかったときに支給するもので、保険者の判断で支給する任意給付。感染した際に休みやすい環境整備の一環として、支給ができるよう令和2年4月条例改正を行いました。

3 国民健康保険事業費納付金

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分かれています。

4 保健事業費

特定健康診査及び特定保健指導の費用のほか、被保険者の健康の増進や医療費の適正化を目的として実施する事業のための経費。

5 諸支出金

過年度の国保税に還付が生じた場合の還付金や、県等からの支出金の精算の結果生じた償還金のこと。

6 積立金

国民健康保険事業特別会計において生じた剰余金を財政調整基金へ積み立てる費用のこと。

7 予備費

予算に不足を生じ、かつ緊急に支出する必要が生じたものに充当するためのもの。

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和4年12月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 道 訓 敏	
	西 中 和 美	
	伊 澤 節 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	渡 邊 節 雄	(一社)赤穂市医師会会長
	田 淵 誠 一	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	山 田 昌 弘	赤穂市議会議長
	田 淵 和 彦	赤穂市議会民生生活委員長
	矢 野 英 樹	(会長) 赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和7年3月31日まで